

♥ ペットの飼育はマナーを守って

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人と折り合っていくということです。飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱（リード）を必ずつけましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると、飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問合先】環境経済課

♥ 野外焼却（野焼き）はやめましょう

廃棄物を、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で焼却（野焼き）することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。

また、野焼きには常に火災の危険が伴うことを忘れないで下さい。安易な野焼きはやめて、ごみは分別して決められた収集日に出しましょう。

◆例外になる野焼き

河川敷の草焼き・道路側の草焼き・災害などの応急対策・火災予備訓練・左義長・焼畑・あぜ畦の草や下枝の焼却

※焼畑などのやむを得ない野焼きとは、害虫駆除や最低限度の肥料取りが該当します。農業に関するすべての野焼きが除外されているものではありません。

苦情が発生した場合は、直ちに焼却行為の中止をお願いします。

【問合先】環境経済課

♥ 家屋を取り壊したときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の取り壊しや用途変更があったときは、次の届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

●届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき	新築住宅に関する 固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋取壊届出書	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)		住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	家屋取壊届出書	被災住宅用地の特例適用申告書
	固定資産税減免申請書	

【問合先】税務課